

中小企業販路開拓総合支援事業「引合せステージ」実施要領

公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）は、中小企業販路開拓総合支援事業実施要綱第4条に基づき行う「引合せステージ」における「引合せ支援」（以下「本事業」という。）に関する必要な事項について、本要領で規定するものとする。

（本事業の目的）

第1条 中小企業者が首都圏等に新たな販路の開拓を図ろうとしている製品等について、大手商社・メーカー等の退職者等で多方面にコネクションを持つ販路開拓ナビゲーターを介した新たな取引機会の提供（以下「引合せ」という。）を行い、製品等の効果的な販路開拓及び販路拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

2 この要領において「販路開拓ナビゲーター」（以下「ナビ」という。）とは、機構理事長が認めた特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ（以下「NPOクラブ」という。）との確認書に基づき、NPOクラブから推薦を受けて機構理事長が選定する者をいう。ただし、機構理事長が業種・業態に応じて必要な資質を具備していると認める専門家について、NPOクラブを介さず選定する者も含むものとする。

3 この要領において「製品等」とは、自社製品、技術、サービスをいい、加えて県内で生産・製造・開発・企画されたもの（構成される部品・原材料が県外の生産・製造物であっても、対象事業者が最終的に完成、設計・企画、または開発・提供する場合も含む）をいう。

（支援対象）

第3条 本支援対象は、中小企業者の製品等のうち、以下のいずれにも該当しない製品等とする。

- ① 開発途上の製品等
- ② 安全、保守体制が確立できない製品等
- ③ 過去に引合せの支援を受け、3カ年度経過した同一の製品等

2 本支援対象において、技術・サービスの支援を受けようとする者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 機構の支援メニュー（ステージアップ支援や生産現場改善等）を活用し、機構と継続的に経営革新や課題解決に取り組んでいる者（概ね5年以内）
- ② 県や国に優れたものと認定された者（概ね5年以内）

（支援の内容）

第4条 ナビが行う、中小企業者への現地視察や首都圏等での商談先調整並びに個別引

合せ等の商談成約への取組みを支援する。

(申請書の提出)

第5条 支援を希望する中小企業者（以下「申請者」という。）は、原則として「申請書（様式1）」に次の各号に掲げる資料を添えて申請するものとする。

- ①会社案内
- ②製品等のカタログ
- ③直近2期分の決算書（個人の場合は青色申告書の写し）
- ④法人の場合は登記簿謄本（個人の場合は住民票抄本）
- ⑤その他申請する製品等の内容等に関する資料

2 過去2カ年度に中小企業販路開拓総合支援事業「引合せ支援」による継続支援（再支援）を一度も受けていない製品等について、引き続き支援を希望する中小企業者は、「継続支援（再支援）申請書（様式2）」に前項各号に掲げる資料を添えて申請するものとする。

3 次のいずれかに該当する者は、申請できないものとする。

- ①暴力団排除条例（平成22年度宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ②県税に未納がある者

(支援製品の決定)

第6条 機構は、申請書の内容について、資格審査及び実地調査等を行うものとする。

2 機構は、原則として審査委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーションを行い、審査のうえ、機構理事長に答申を行うものとする。

3 前項で規定する審査及び審査委員会の運営については、別に定める「中小企業販路開拓審査委員会運営要領」に基づき行うものとする。

4 機構理事長は、前項の答申を参考として、支援製品を決定するとともに、審査結果について「支援製品審査委員会結果について（様式3）」により申請者へ通知する。

(支援に対する費用)

第7条 機構理事長は、支援事業者が本事業を活用するにあたり、費用の負担を求めない。

ただし、支援事業者が営業活動等に要する旅費交通費、カタログ、サンプル等販売促進物の作成費用等は、支援事業者の負担とするものとする。

(ナビの決定)

第8条 第6条第4項で規定する支援製品の引合せを行うナビは、次の各号により決定するものとする。

- ①機構職員（以下「専門員」という。）はNPOクラブに対し、申請書等に基づき支援製品の説明を行う。また、必要に応じて、支援事業者によるプレゼンテーションを実施するものとする。
- ②前号を経て、NPOクラブは機構理事長にナビを推薦し、推薦内容について機構理

事長が適切と認めた場合、機構理事長は支援事業者に対するナビの決定を行うものとする。決定を受けたナビは「販路開拓ナビゲーター登録書（様式4）」を機構理事長に提出するものとする。

③ナビの登録期間は登録年度の末日までとし、本事業が継続される場合、機構理事長は期間を事業終了日まで延長することができるものとする。

④機構理事長は、必要に応じて新たなナビを複数起用することができるものとする。

2 前項による手続によらず、機構理事長が直接選定する者については、「販路開拓ナビゲーター登録書（様式4）」を提出させ、適当と認めた場合にナビの決定を行うものとする。

（支援期間）

第9条 支援期間は、第6条第4項の支援製品に決定されてから当年度事業終了までの期間内とする。

（支援活動及び報告義務）

第10条 一つの支援製品に対する引合せの件数は、原則として6件程度とする。また、一つの引合せに対するナビの同行は、原則として1回とする。ただし、専門員が、自らのネットワークを使って引合せする場合は、この限りでない。

2 ナビは、商談見込先との折衝を通して引合せ可能であると判断する場合、事前に機構に計画を連絡し、機構理事長は、その計画に基づき、支援事業者の同意をもってナビを仲介者とした引合せを行うものとする。なお、引合せと認定するにあたっては、以下の要件を具備しなければならないものとする。

① 引合せ企業の決裁権者、又はそれに準ずる者等との面談（事情に応じて情報通信技術（ICT）を活用した面談も認める）

② ナビの「引合せ（再同行）実施報告書（様式5）」の提出（原則7日以内）

③ 支援事業者の「引合せ（再同行）結果報告書（様式6）」の提出（原則7日以内）

3 引合せは原則、専門員が同席するものとする（事情に応じて情報通信技術（ICT）を活用した同席も認める）。

4 支援事業者が引合せ済みの商談先へナビとの再訪問を希望し、機構理事長が認めた場合、機構理事長はナビに対し再同行を依頼するものとする。

5 支援期間内に引合せができない場合は、ナビは「引合せ未了報告書（様式7）」を機構理事長に提出するものとする。

6 支援事業者がナビの支援方針に不服である場合であって、かつ、不服の事由が適正であると機構理事長が認める場合、ナビを変更することができるものとする。また、ナビが支援期間中に支援活動ができなくなった場合も同様とするものとする。

（ナビ謝金及び旅費）

第11条 ナビの謝金及び旅費の支払いについては、別表1のとおりとする。機構は第10条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは報告書の受領から60日以内にナビに対して謝金及び旅費を支払うものとする。

(ナビの抹消)

第 12 条 機構理事長は、次の各号に掲げる事由によりナビの登録を抹消することができるものとする。

- ①本事業の遂行を妨げ、又は妨げようとしたとき
- ②本事業について不正の行為をしたとき
- ③犯罪その他、信用を失する行為をしたとき
- ④公序良俗に反する行為をしたとき
- ⑤暴力団等の反社会的な活動や勢力との関係があるとき
- ⑥本事業を通じて知り得た支援事業者の秘密に関して、支援事業者の許諾を得ることなく他に漏洩したとき
- ⑦その他、本事業の職務遂行に対して非協力的である等、不適切であると機構理事長が判断したとき

(取り消し)

第 13 条 機構理事長は、第 5 条第 3 項の規定の他、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したと認められる場合は、支援決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- ①公序良俗に反する行為をした場合
- ②その他、本要領に定める条項に反した場合

(その他)

第 14 条 支援事業者は、機構が行う本事業に係る必要な調査に対し、特段の事情がない限り協力しなければならない。

- 2 ナビが本事業実施中、又は業務のために移動している途上、死亡、病気、障害その他不測の事態に遭遇した場合においては、すべて自己の責任によるものとする。
- 3 支援終了後において、支援事業者とナビの間における協議には機構は関与しないものとする。
- 4 支援事業者とナビ及び専門員が紹介した引合せ企業とのあいだで発生した紛争に対して機構は不介入とし、また、紛争によって発生した損害等について機構は一切の責任を負わないものとする。
- 5 機構理事長は、この要領に規定するものの他、本事業の円滑、かつ、適正な運営を確保するために必要な事項を別に規定することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

中小企業販路開拓総合支援事業「引合せ支援」実施要領（令和 3 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。